

社会福祉法人湖東会 一般事業主行動計画

令和 7 年 3 月 31 日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 12 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1 : 令和 12 年 3 月までに男性の育児休業取得者を 5 名以上にする。

補足 : 令和 7 年 3 月までに 2 名の男性育児休業取得者があったが、女性の 100% 取得に対し男性の取得率は上がってこないため、年間 1 人以上の男性育児休業取得者を目標として啓発に努める。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 7 年 4 月	育児休業規定・男性育休の周知・徹底
各年 4 月	取得状況および取得対象者の確認
各年 3 月	取得結果および周知状況の確認

目標 2 : 令和 12 年 3 月までに有給休暇取得率を 80% に引き上げる。

補足 : 平成 29 年 4 月から年間休日を 104 日から 113 日に増やし、平成 30 年 4 月には誕生日休暇を設けるなど雇用環境を改善してきた。今般、働き方改革の施行に伴い有給休暇取得率を引上げに努める。(令和 5 年度取得率 75.8%)

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 7 年 4 月	令和 6 年度の 現状把握
令和 7 年 5 月	取得促進
各年 4 月	現状確認と有給休暇取得向上の実践